第六号様式別表四の三(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

均等割額の計算に関する明細書	事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細

東京都内における主たる事務所等の所在地	事務所等を有していた月数	従業者数の合計数
区 丁目　番　号 市(町村)	月	人

特別区内における従たる事務所等

	所在地	名称(外　箇所)	月数	従業者数の合計数
1	千代田区			人
2	中央区			
3	港区			
4	新宿区			
5	文京区			
6	台東区			
7	墨田区			
8	江東区			
9	品川区			
10	目黒区			
11	大田区			
12	世田谷区			
13	渋谷区			
14	中野区			
15	杉並区			
16	豊島区			
17	北区			
18	荒川区			
19	板橋区			
20	練馬区			
21	足立区			
22	葛飾区			
23	江戸川区			
合計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				

市町村の存する区域内における従たる事務所等	名称(外　箇所)	所在地
		市 町 村

当該事業年度又は連結事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動

異動区分	異動の年月日	名称	所在地
設置	・　・		
廃止	・　・		
旧の主たる事務所等	・　・ (　月)		

均等割額の計算

区分			税率(年額)(ア)	月数(イ)	区数(ウ)	税額計算 (ア)×(イ)/12×(ウ)
特別区のみに事務所等を有する場合	主たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人超 ①	円	月		円
		事務所等の従業者数50人以下②				
	従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人超 ③				
		事務所等の従業者数50人以下④				
特別区と市町村に事務所等を有する場合	道府県分⑤					
	特別区(市町村分)	事務所等の従業者数50人超 ⑥				
		事務所等の従業者数50人以下⑦				
納付すべき均等割額 ①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦ ⑧						

備考

第6号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付すること。